

| 国基本指針（第9期） | 道作成指針（第9期）（案） | ※赤字の部分は前回（第8期）から変更となっている内容 | 資料5-2 ページ番号 |
|--|---|---|----------------|
| 前文 | | | …1 |
| 第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項 | | | …2 |
| <p>一 地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現</p> <p>1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進</p> <p>2 介護給付等対象サービスの充実・強化</p> <p>3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備</p> <p>4 日常生活を支援する体制の整備</p> <p>5 高齢者の住まいの安定的な確保</p> <p>二 中長期的な目標</p> <p>三 医療計画との整合性の確保</p> <p>四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進</p> <p>五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等</p> <p>六 介護に取り組む家族等への支援の充実</p> <p>七 認知症施策の推進</p> <p>1 普及啓発・本人発信支援</p> <p>2 予防</p> <p>3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援</p> <p>4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援</p> <p>5 研究開発・産業促進・国際展開</p> <p>八 高齢者虐待防止対策の推進</p> <p>1 高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化</p> <p>2 養護者による高齢者虐待への対応強化</p> <p>3 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応強化</p> <p>九 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進</p> <p>十 介護サービス情報の公表</p> <p>十一 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等</p> <p>十二 効果的・効率的な介護給付の推進</p> <p>十三 都道府県による市町村支援並びに都道府県、市町村間及び市町村相互間の連携</p> <p>十四 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進</p> <p>十五 保険者機能強化推進交付金等の活用</p> <p>十六 災害・感染症対策に係る体制整備</p> | <p>1 地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現</p> <p>(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進</p> <p>(2) 介護給付等対象サービスの充実・強化</p> <p>(3) 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備</p> <p>(4) 日常生活を支援する体制の整備</p> <p>(5) 高齢者の住まいの安定的な確保</p> <p>2 中長期的な目標</p> <p>3 医療計画との整合性の確保</p> <p>4 地域包括ケアシステム構築のための地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進</p> <p>5 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等</p> <p>6 介護に取り組む家族等への支援の充実</p> <p>7 認知症施策の推進</p> <p>(1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発</p> <p>(2) 予防</p> <p>(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援</p> <p>(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援</p> <p>8 高齢者虐待防止対策の推進</p> <p>(1) 高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化</p> <p>(2) 養護者による高齢者虐待への対応強化</p> <p>(3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応強化</p> <p>9 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進</p> <p>10 介護サービス情報の公表</p> <p>11 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等</p> <p>12 効果的・効率的な介護給付の推進</p> <p>13 道による市町村支援等並びに道、市町村間及び市町村相互間の連携</p> <p>14 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進</p> <p>15 保険者機能強化推進交付金等の活用</p> <p>16 災害・感染症対策に係る体制整備</p> | <p>…2</p> <p>…7</p> <p>…8</p> <p>…9</p> <p>…10</p> <p>…12</p> <p>…12</p> <p>…14</p> <p>…15</p> <p>…15</p> <p>…16</p> <p>…16</p> <p>…17</p> <p>…18</p> <p>…19</p> <p>…19</p> | |
| 第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項 | | | |
| (省略) | | | |
| 第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項 | | | …20 |
| <p>一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項</p> <p>1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等</p> <p>2 要介護者等の実態の把握等</p> <p>3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備</p> <p>4 市町村への支援</p> <p>5 中長期的な推計及び第九期の目標</p> <p>6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表</p> <p>7 老人福祉圏域の設定</p> <p>8 他の計画との関係</p> <p>9 その他</p> | <p>1 道計画の作成に関する基本的事項</p> <p>(1) 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等</p> <p>(2) 要介護者等の実態把握</p> <p>(3) 北海道介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備</p> <p>(4) 市町村への支援</p> <p>(5) 中長期的な推計及び第九期の目標</p> <p>(6) 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表</p> <p>(7) 高齢者保健福祉圏域の設定</p> <p>(8) 他の計画との関係</p> <p>(9) その他</p> | <p>…20</p> | |
| <p>二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項</p> <p>1 老人福祉圏域</p> <p>2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>3 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定</p> <p>4 老人福祉圏域を単位とする広域的調整</p> <p>5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保</p> <p>三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項</p> <p>1 地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援に関する事項</p> <p>2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項</p> <p>3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等</p> <p>4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項</p> <p>5 認知症施策の推進</p> <p>6 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数</p> <p>7 介護サービス情報の公表に関する事項</p> <p>8 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等</p> <p>9 災害に対する備えの検討</p> <p>10 感染症に対する備えの検討</p> | <p>2 道の取組に関する事項</p> <p>(1) 高齢者保健福祉圏域</p> <p>(2) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>(3) 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定</p> <p>(4) 高齢者保健福祉圏域を単位とする広域的調整</p> <p>(5) 市町村介護保険事業計画との整合性の確保</p> <p>(6) 地域包括ケアシステム深化・推進のための支援に関する事項</p> <p>(7) 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項</p> <p>(8) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等</p> <p>(9) 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項</p> <p>(10) 認知症施策の推進</p> <p>(11) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数</p> <p>(12) 介護サービス情報の公表に関する事項</p> <p>(13) 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等</p> <p>(14) 災害に対する備えの検討</p> <p>(15) 感染症に対する備えの検討</p> | <p>…31</p> | |